

指定通所介護重要事項説明書
＜ 令和 6 年 4 月 1 日現在 ＞

1. 当センターが提供するサービスについての相談窓口

電 話 03-5727-1161（営業日の午前9時～午後5時まで）

担 当 生活相談員 末高 大介

2. 喜多見デイサービスセンターの概要

名 称	喜多見デイサービスセンター
所 在 地	東京都世田谷区喜多見7丁目20番26号
指定事業所番号	1371202928
定 員	40名

職員体制

職 種	資 格	人数	業務内容
管理者	施設福祉士	1人	
生活相談員	社会福祉主事	1人	
	介護福祉士	1人	
機能訓練指導員	作業療法士	1人	
看護職員	看護師	2人	
	准看護師	1人	
介護職員	介護福祉士 2級ヘルパー等	10人	

設備の概要

食堂兼機能訓練室 (トイレ含む)	一室 311㎡	事務室	一室 22㎡
		ボランティア室	一室 22㎡

営業日及び営業時間

月～土	午前9時～午後5時
日・祝日	定休日
年末年始 12月29日～1月3日	定休日

サービス提供時間 午前9時～午後5時

3. サービス内容

個々の通所介護計画・個別機能訓練計画 沿ってサービスを行ないます。

- ① 送 迎 自宅まで送迎いたします。
- ② 健康チェック 到着後、指消毒、お茶サービス、健康チェック(血圧・脈拍・体温)を行います。
尚、この結果は「連絡帳」に記入いたします。
- ③ 個別機能訓練 日常生活動作をスムーズにするために機能訓練指導員が個別機能訓練計画を作成し、
それに基づき個別メニューの体操等の機能訓練を実施します。
- ④ 体 操 機能訓練指導員の作成に基づいた体操を行います。
- ⑤ 食 事 栄養バランスのとれた昼食を提供いたします。
また、糖尿病食、腎臓病食など療養食をお考えの方は医師と相談のうえお申し出
ください。食後は、虫歯・口臭予防の為、うがいを行ないます。

- ⑥午後活動 歌、各種ゲーム、パソコン、習字、囲碁、将棋、麻雀、制作活動(皮細工、紙すき、
(個別趣味活動) 手工芸等)のプログラムの他、誕生日や季節に合わせた行事を企画・提供いたします。
- ⑦ おやつ 日替りメニューの他、コーヒー・紅茶・緑茶からお好きな飲みものをお選びいただけます。

4. 料 金

(1) 利用料金

① 通所介護基本料金

(端数処理:1円未満切上)

	要介護区分	利用料金／日 介護報酬額	介護保険適用時の 自己負担額／日 (左欄の1割)	介護保険適用時の 自己負担額／日 (左欄の2割)	介護保険適用時の 自己負担額／日 (左欄の3割)
6時間以上 7時間未満	要介護1	6,365円	637円	1,273円	1,910円
	要介護2	7,510円	751円	1,502円	2,253円
	要介護3	8,676円	868円	1,736円	2,603円
	要介護4	9,820円	982円	1,964円	2,946円
	要介護5	10,987円	1,099円	2,198円	3,297円

② 通所介護費加算額(介護保険適用分)

	1日の利用料金	自己負担額		
		1割負担	2割負担	3割負担
中重度者ケア体制加算	490円	49円	98円	147円
個別機能訓練加算	610円	61円	122円	183円
認知症加算	654円	66円	131円	197円
サービス提供体制加算	239円	24円	48円	72円
介護職員処遇 改善加算	単位数×1000分の80 相当単位数			

③全額自己負担(介護保険適用外分)

食費(おやつ代含む)	1食	1,060円
個別趣味活動費	実費相当額	

一日当りの利用料金の総額は、上表の①、②、③の合計額です。
但し、個別趣味活動費については利用される場合にのみ
ご負担いただく料金です。

(2) キャンセル料

利用者の都合で予約をキャンセルする場合、下記のキャンセル料がかかります。

① ご利用日の前日午後5時までにご連絡いただいた場合	無 料
② 上記までにご連絡がなかった場合	当日の利用料の10%

(3) 支払い方法

当月サービス利用後、翌月20日までに当月分の請求をいたしますので、請求書通知後10日以内にお支払いください。お支払いいただきますと、領収証を発行します。

お支払方法は、自動引落としまたは銀行振込もご利用いただけます。

5. サービスの利用開始

介護支援専門員(ケアマネ)からサービス利用申込書を頂きます。

その後、当センター職員が利用者の自宅に訪問して打合せさせていただきます。

利用の条件が整った後 契約を締結し、通所介護計画を作成して、サービスの提供を開始します。

6. サービスの利用終了

- ・サービスの終了を希望する日の1週間前までに文書でお申し出下さい。
- ・利用者が入院もしくは病気等により、サービスが利用できない状態であることが明らかになった場合。
- ・利用者や利用者の家族などが当センターや当センターのサービス従事者に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は文書で通知する事により、直ちに契約を終了させていただく場合があります。
- ・当センターが正当な理由なくサービスを提供しない場合、守秘義務に反した場合、利用者ご家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合、または当法人が破産した場合、利用者は文書で解約を通知することによって直ちにサービスを終了することができます。
- ・利用者が介護保険施設に入所した場合。
- ・介護保険給付でサービスを受けていた利用者の要介護認定区分が要支援認定、非該当(自立)と認定された場合。
- ・人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合があります。
その場合は、終了1ヶ月前までに文書で通知いたします。
- ・利用者が、サービス利用料金の支払を2ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず10日以内に支払わない場合。
- ・利用者が正当な理由なく予約のキャンセルをしばしば繰り返した場合。

7. 利用者不在の場合の対応

ご家族の方および担当介護支援専門員に速やかに連絡いたします。

その後の対応は、ご家族の責任においてお願い申し上げます。

8. 緊急時の対応方法

利用者に容態の変化等があった場合は、医師に連絡する等必要な措置を講ずるほか、ご家族の方に速やかに連絡いたします。

9. サービス内容に関する苦情

① 当センターの苦情相談窓口

担当 那須 幸子 電話 03-5727-1161

② その他

当センター以外に下記の、区市町村の相談・苦情窓口等に苦情を伝えることができます。

東京都国民健康保険団体連合会 電話 03-6238-0177 (直通)

世田谷区世田谷総合支所保健福祉課 電話 03-5432-2850 (直通)

狛江市福祉保健部高齢障がい課 電話 03-3430-1111 (代表)

10. 当法人の概要

名 称

社会福祉法人 南山会

代表者役職・氏名

理 事 長 西牟田 徳

所在地・電話番号

〒157-0067 東京都世田谷区喜多見7丁目20番26号

電 話 03-5727-1161

定款の目的に定めた事業

- (1) 特別養護老人ホーム 喜多見ホーム
- (2) 老人短期入所事業(喜多見ホーム)
- (3) 老人デイサービスセンター 喜多見ホーム
- (4) 喜多見ホームヘルパーセンター

施設・拠点等

介護老人福祉施設	1ヵ所
短期入所生活介護	1ヵ所
介護予防短期入所生活介護	1ヵ所
通所介護	1ヵ所
介護予防・日常生活支援総合事業 第1号通所事業	1ヵ所
訪問介護	1ヵ所
介護予防・日常生活支援総合事業 第1号訪問事業	1ヵ所

令和 年 月 日

通所介護の提供開始にあたり、利用者に対して本書面に基づいて、重要な事項を説明いたしました。

法 人

社会福祉法人 南山会

所在地

世田谷区喜多見7丁目20番26号

事業者

老人デイサービスセンター 喜多見ホーム

事業者番号

1371202928

サービス

通所介護

説明者

生活相談員

氏名 _____ 印

私は、本書面により事業者から通所介護についての重要事項の説明を受けました。

利用者

住所

氏名 _____ 印

(代理人または立会) 住所

氏名 _____ 印